

## 社会福祉法人千種福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千種福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 理事長の指示又は理事会の委任を受け理事会及び評議員会に出席した場合並びに監事が監査を実施した場合の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。